

ガス料金の払込書有料化などに伴う ガス基本約款およびガス個別約款の変更について

2025 年 9 月 30 日
大阪ガス株式会社

大阪ガス株式会社（代表取締役社長：藤原 正隆）は、環境への配慮とペーパーレス化推進などの観点から、ガス料金の払込書有料化と、料金の支払い遅れなどによるガス供給停止後の供給再開手続きに関する運用の見直しを行います。これに伴い、2026 年 10 月にガス基本約款およびガス個別約款（一般料金契約）を変更します。

1. 変更内容と実施時期について

（１）ガス料金の払込書※¹ 有料化

2026 年 10 月検針分以降の発行・送付分から発行・送付手数料として 330 円／件（税込）※²をお支払いいただきます。

払込書によるお支払いから口座振替またはクレジットカード払いに変更いただければ、以後、発行・送付手数料はかかりません。

（２）ガス供給停止に先だってお送りする請求書の発行・送付手数料の請求対象拡大

これまで、支払い遅れなどに伴うガス供給停止に先だって請求書をお送りした場合、一部の料金については発行・送付手数料を請求していません※³でしたが、今回の見直しに伴い 2026 年 10 月以降の発行・送付分よりご契約のガス料金に関わらず 330 円／件（税込）※²をお支払いいただきます。

（３）料金の支払い遅れなどによるガス供給停止後の供給再開に係る諸手続きの有料化

2026 年 10 月以降の供給再開分から、供給再開に係る諸手続きの手数料として 3,300 円／件（税込）※²をお支払いいただきます。

変更後のガス基本約款およびガス個別約款（一般料金契約）はこちらでご確認いただけます。

※¹ ガス・電気をセットでご契約のお客さまも対象となります

※² いずれも原則として、発生直後に支払義務が発生するガス料金等とまとめて請求いたします

※³ 一般料金契約のお客さまには請求していませんでした。その他の契約種別のお客さまには従来からご請求しています

2. お問い合わせ先

本件に関するお問い合わせ窓口

0120-0-94817 《受付時間》 月～土 9時～19時 日・祝 9時～17時

※支払方法の変更をご希望される場合は、当社ホームページの「よくあるお問い合わせ」もあわせてご確認ください

以上